(目的)

第1条 この要綱は、障害福祉サービス等を利用する障害者や障害児(以下「障害者等」という。) について、障害者等や家族、支援者の緊急時(通常の支援体制が機能しない状況)において、 障害者等が利用している障害福祉サービス事業所等(以下「事業所」という。)が見守りや預か り等、障害福祉サービス等の制度が適用されない支援を行った際に、事業所に対して報償費を 市から支払うことに関して必要な事項を定めるものとする。

(事業所)

- 第2条 報償費の支払い対象となる支援を行う事業所は原則、以下の各号のいずれかに該当する障害福祉サービス等の事業を行っており、支援を提供する障害者等に対して、通常より障害福祉サービス等の提供を行っている事業所とする。
 - (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123 号。以下「法」という。)第5条1項に規定する障害福祉サービス事業
 - (2) 法第5条第18項に規定する一般相談支援事業、または特定相談支援事業
 - (3) 法第77条第1項第8号に規定する移動支援事業、または同項第9号に規定する地域活動 支援センターに関する事業
 - (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業または同条第7項に規定する障害児相談支援事業
 - (5) その他、市長が適当と認める事業

(対象となる支援)

- 第3条 報償費の支払い対象となる支援は、次の各号のいずれをも満たすものとする。
 - (1) 現に障害福祉サービス等を利用している障害者等が、本人又は同居する家族、支援者等の 緊急の理由により、通常の支援体制による支援が見込めない状況であること
 - (2) 事業所が障害者等に対して行う支援が、障害福祉サービス等に該当せず報酬が発生しないこと
 - (3) 支援を行う事業所が、食費等の実費負担に関するものを除き、支援に関する費用を受領していないこと
 - (4) 障害者等の居宅内または事業所内で支援が提供されていること
 - (5) 支援の内容が、障害者等の健康管理等、生活の維持に必要なものであること
 - (6) 原則、事案の発生した日から2日目までの支援であること

(支払いの制限)

第4条 本要綱に基づく報償費の支払いは、支援を実施する事業所にかかわらず、同一障害者等に つき、1年度あたり3回までとする。

(報償費)

第5条 市が事業所に対して支払う報償費は別表の通りとする。

(請求)

第6条 報償費の支払いを受けようとする事業所は、支援を提供する障害者等に関する緊急時支援 に関する計画書(様式2)を作成し、事前に市に提出しなければならない。また、支援が必要 となる事案が発生した場合は、緊急時支援に関する概要書(様式1)を市に提出し、支援終了 後14日以内に緊急時支援に関する実施報告書(様式3)市に提出するものとする。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

別 表

	時間	金額	備考
1日あたり	1時間まで	2,000円	・1 日あたりの総額は 8,000 円までとする。
	以降1時間まで毎	1,000円	・支援提供時に入浴、食事、排泄などの身体介 護が発生した場合は3,000円を加算する。

西宮市長 様

0000

緊急時支援に関する概要書

記

利用者名		生年月日	年	月	日
利用者住所					
受給中の障害福祉 サービス等					
緊急事案発生日	年	月	目		
緊急事案内容					
必要と思われる支援					
緊急支援時 <i>の</i> 各事業所連絡先					

緊急時支援に関する計画書

西宮市長 様

0000

記

氏 名		生年月日	年	月	日
住所		電話			
	【家族】				
	【計画相談支援】				
各支援者の役割	【居宅事業所】				
について	【通所事業所】				
	【その他】				
緊急連絡先1					

西宮市長 様

0000

緊急時支援に関する実施報告書

記

利用者氏名									
利用者住所									
支援期間	年	月	日 ()	から	年	月	日 ()	まで	
支援事業所									

	支援日時							支援内容
年	月	日()	:	~	:			
年	月	日 ()	:	~	:			
年	月	月 ()	:	~	:			
年	月	日 ()	:	~	:			